

ハンドクラフトのあっとほ〜む 会則

第1条(会の目的)

つどう・つくる・つながるをモットーとし、ものづくり・工作・手芸・料理・科学実験など、人の手により生み出されることをだいじなこととし、子どもからおとなまでの興味関心の喚起と学びの提供に寄与することを目的とする。

第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

ハンドクラフトのあっとほ〜む

第3条(事務局所在地)

この会の事務局を以下に置く。

〒039-1701

青森県三戸郡五戸町倉石石沢字雨原平24-24 コスモス団地c-6

第4条(会員)

各種ものづくりを通して、地域の教育や福祉に寄与する考えを持つ者を会員とする。

第5条(役員)

この会に以下の役員を置く。

代表 1名

副代表 1名

会計 1名(外部監査員)

第6条(役員の任期)

役員の任期は2年とする。再任を妨げない。

第7条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条(運営)

おおむね月1回の勉強会を開催する。また、年に数回の講座等の開講をおこなう。重要事項については、会員による会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。

第9条(会費)

会費は徴収しない。必要に応じ、受講料の形で徴収するときがある。

第10条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. この会則は、2007年7月1日より適用する。